

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インドネシア国スタートアップを核とした大学
発イノベーション・エコシステム構築に係る情
報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00624

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月27日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年12月～2025年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 10月 3日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 10月 11日 12時
3	質問への回答 10月3日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 10月 6日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 10月 16日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 10月 20日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 11月 6日 12時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章3. (3)別見積について」のうち、1)～3)の経費と4)～5)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章3.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章3.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章3. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」）と受注者名（以下、「受注者」）との業務実施契約により実施する「インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

インドネシア共和国（以下、「当国」）は、豊富な資源、労働力、大規模な国内市場を背景に、経済成長率は過去10年間（2012年～2022年）で平均5.0%を上回る好成長を維持している（COVID-19の影響を強く受けた2020年は除く）。他方、中長期的な経済成長を実現し、更なる国際競争力を向上するためには、民間セクター開発を通して、豊富な資源を活用したイノベーション促進による生産性向上が必要であるものの、科学技術インデックスの代表的な指標であるグローバルイノベーションインデックス（GII）2022のスコアは、東南アジア、東アジア及びオセアニア地域の17か国の中で13位である。このことが示すように、イノベーションが持続的に生まれる環境整備が課題となっている。

そうした中、当国政府は以前から人材育成を国家戦略の柱に掲げ、2002年の憲法改正以降は教育分野に国家予算の20%を割り当てている。また、国家中期開発計画（RPJM：2020-2024）の一つに「人的資本の質と競争力の強化」を掲げ、産業人材の生産性・競争力向上に向けて、高等教育における質の向上、第4次産業革命に向けて新技術の活用、イノベーションの創出を担う高度人材の育成等を掲げられている。同計画は、科学技術の開発とイノベーション創出を重視しており、科学技術人材の質の向上、研究拠点（Center of Excellence）の研究能力の強化等に取り組むこととし、また、大学等を中心として研究開発・産学連携・インキュベーション等の複合的な機能を持つ戦略的サイエンステクノパーク（Science and Technology Park。以下、「STP」）の整備にも言及されている。また、同計画では、大学及びSTPを拠点として、産学連携を進め、イノベーション・エコシステムの開発及びテクノロジーベースのスタートアップ企業（以下、「SU」）の育成に取り組むことが示されている。このように、大学・研究機関の中で研究開発とイノベーション創出を拡充・発展させていくことが重視されている。

他方、当国における大学及びSTPにおける研究開発・イノベーション創出に係る取組においては、産業界と大学・研究機関の連携が進んでおらず、新たな研究開発やイノベーションが必ずしも産業界のニーズと合致していない現状もあり、結果として、研究開発・イノベーション創出の効率性や生産性に影響を与えている。その結果、民間から

の資金流入も限定的となるなど、負のサイクルに陥る可能性がある。加えて、大学・STPの中で生まれた新たな製品・サービスのシーズを発展させていくためには、知的財産戦略に基づいたビジネス化が重要であり、国家中期開発計画（RPJM: 2020-2024）においても特許や知的財産権ガバナンスの改善の必要性が指摘されている。また、STPに関しても、各大学主導で整備が進んでいるものの、大学・STPの中で生まれた新たな製品・サービスのシーズを発展させていくための支援や企業誘致、効率的な運営体制に課題がある。かかる状況下、大学発のテクノロジーベースのSUの成長は困難となっている。

本調査では、当国において大学・STPを拠点としたイノベーション・エコシステムが構築され、持続的な成長につなげるため、SU支援が持続的に成長していくために必要な協力を検討する。具体的には、当国政府の大学等を拠点とした研究開発・イノベーション創出に係る最新の政策、当国内の大学等における研究開発、産学官連携による技術移転や新たなサービス創出に係る取組の現状や課題、大学・STPによる地域と連携した企業誘致の取組についての情報を収集・分析する。また、対象大学におけるSU育成のモデル事業（STPの運営改善、アクセラレーション・プログラム、インパクト測定・モニタリング、知的財産戦略に係る助言、地域と連携した企業誘致の取組等）を通じて、効果的な支援方法を取り纏める。

第3条 調査の目的と範囲

（1） 調査の目的

本調査は、当国において、SU支援の切り口から大学等を拠点としたイノベーション・エコシステムの構築に向けた今後のJICAの協力可能性を検討するため、大学等を拠点とした研究開発・イノベーション創出に係る当国政府の最新施策、当国内の大学等における研究開発、イノベーション創出に係る取組の現状や課題、大学・STP等による地域と連携した企業誘致の取組について、情報の収集・分析を行う。これらの分析を踏まえた上で、教育文化研究技術省に対して今後必要な政策・アクションプランの提案及びJICAの今後の支援策の検討を行う。

（2） 調査対象国

本調査では、インドネシア共和国を調査対象国とする。

（3） 調査の範囲

本調査では、上述（1）調査の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す成果品を作成する。

なお、本調査の実施にあたっては、当国においてSU支援の切り口から大学等を拠点としたイノベーション・エコシステムの構築に向けた今後のJICAの協力可能性を検討するため、現状把握を目的とした情報収集・分析だけではなく、実際に当国の大学等（2校程度）を対象に、パイロット事業として、SU育成支援（STPの運営改善、アクセラレーション・プログラム、インパクト測定・モニタリング、知的財産戦略に係る助言、地域と連携した企業誘致等）を通じて、効果的な協力の方策を取り纏める。

第4条 調査実施の留意事項

- (1) 当国の高等教育及び研究開発・イノベーション創出に係る政策及び法制度、他ドナーの動向に関する調査について

SU支援の切り口から大学等を拠点としたイノベーション・エコシステムの構築に向けた協力検討を行うため、対象国の関連法制度・政策を不足なく把握する必要がある。対象国政府の現行の関連法制度・政策の整理と問題点の分析を行う。関連法制度・政策の分析にあたっては、大学・STP 拠点のSU支援の取組を中心とするものの、大学等で行われているイノベーション・エコシステム創出に関する取組状況の全体像把握することを目的として、SU支援に限らずに、大学等を拠点とした研究開発・イノベーション創出を目的とした政策(大学における産学連携支援等も含む)の整理・分析を行う。

また、関連分野の当国内での取組を整理・分析するにあたっては、他ドナーの当該分野における施策等も含めること。

- (2) 調査対象とする大学等の選定について

調査対象とする大学は、高等教育行政法人(PTNbh)資格を有する大学のうち、教育文化研究技術省が「World classのレベルを目指す大学」として指定している大学から、SU支援に取り組む大学を中心に4~5校程度を選定する。但し、対象校は、ジャカルタ市内に限定せず、地域バランスを踏まえ、最終的には教育文化研究技術省と協議の上、決定する。

なお、現時点で想定する大学は、「第5条 調査の内容」に記載の通りである。本調査開始後、対象候補となる大学につきロングリスト(15~20大学程度)を作成の上、その中から各大学のSU支援の取組や地域バランス等を考慮した上で、候補大学案(4~5校程度)を作成し、JICA及び教育文化研究技術省と協議の上、決定する。

- (3) パイロット事業の実施について

上記(2)で記載した対象大学のうち、研究開発・イノベーション創出(SU支援含む)において特に課題を抱えており、且つ他ドナーによる支援がない大学(2大学程度を想定)を選定し、パイロット事業を行う。なお、パイロット事業の対象大学を決定するにあたっては、最終的にはJICA及び教育文化研究技術省と協議の上、決定する。

具体的には、対象大学において、主に以下の取組を行うこととする。但し、対象大学の決定後、同大学と協議を行い、パイロット事業内で実施する取組を最終決定する。

【パイロット事業内で実施する取組(想定)】

- ① STP整備事業のレビュー及び改善案に係る助言実施
- ② 同大学内のSUへのアクセラレーション・プログラムの提供、インパクト測定・モニタリングに係る技術移転、知的財産戦略に係る助言、地域と連携した企業誘致に向けた助言
- ③ 日系企業・大学との連携可能性の検討(日本の大学・企業とのマッチング事業の試行等を想定)

④ 上記①②③を踏まえた、当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る課題の分析及び解決方策に係る検討

これら結果を踏まえて、当国の大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）の促進を目的とした、当国が今後実施すべき政策・アクションプラン案及び JICA の今後の支援方針を検討・提案する。

（４） 既存資料の最大限の活用による効率的な調査と提言

これまで当該分野では、JICA や他ドナーによる複数の調査・支援が実施されているため、可能な限り既存資料を参照すること。（JICA 実施の既存調査（公開資料）については、第 3 章 2.（４）配布資料／公開資料等に記載。）

（５） 関連機関とのヒアリング及び実施機関との協議における情報共有

業務の過程で生じた調査関連機関へのインタビュー及び JICA と実施機関との協議の際には面談録・議事録として、文書に日時・場所・面談者・要点を日本語でまとめた上で、JICA に提出すること。

第 5 条 調査の内容

上記「第 4 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

- （１） 当国内の大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）を促進する政策・法制度の検討、他ドナーの当該分野における施策等の整理、分析、課題の抽出を行う。

【調査項目】

- ① 当国における大学発 SU の概況（大学発 SU 数、業種、従業員数、事業ステージ、資金調達状況、企業等との連携の状況、直面している課題等）に係る情報収集・分析

なお、本調査における大学発 SU の想定範囲、大学と関連した、研究成果 SU、共同研究 SU、技術移転 SU、学生 SU、関連 SU 等を指す。対象とする大学発 SU の範囲は、受注者と JICA で協議・決定の上、調査を開始する。

研究成果SU	大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたSU
共同研究SU	創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったSU（設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む）
技術移転SU	既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたSU（設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む）
学生SU	大学と深い関連のある学生SU（現役の学生が関係する（し

	た) ものを対象)
関連SU	大学からの出資があるなど、その他大学と深い関連のあるSU

- ② 大学を拠点とした研究開発・イノベーション創出 (SU 支援含む) に関する直近の政策動向及び法制度に係る情報収集・分析
- ③ 各ドナーにおける高等教育支援 (大学支援のうち研究開発・イノベーション創出に係る支援) の実施状況に係る情報収集・分析

(2) 当国内の大学のうち研究開発・イノベーションに積極的に取り組む大学を対象に、当該大学による施策・事業 (研究開発、産学官連携による技術移転や付加価値の高い新たなサービスの創出) の実施状況、予算状況、体制、成果、直面している課題等に関する情報収集・分析

【調査対象：想定】

現時点で想定する対象大学 (案) は以下のとおり。但し、受注者は調査対象とする大学の提案を行い、JICA 及び教育文化研究技術省と協議の上、最終的に決定する。詳細は「第 4 条 調査実施の留意事項」を確認すること。

- ① インドネシア大学 (University of Indonesia : UI、西ジャワ州)
- ② ガジャ・マダ大学 (Gadjah Mada University : UM、ジョグジャカルタ州)
- ③ アイルランガ大学 (Airlangga University : UNAIR、東ジャワ州)
- ④ ハサヌディン大学 (Hasanuddin University : UNHAS、南スラウェシ州)

【調査項目】

- ① 当該大学における研究開発・イノベーション創出 (SU 支援含む) に係る施策・事業の実施状況
 - 1) 当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る発展戦略 (知的財産戦略含む) の確認・整理を行う。
 - 2) STP に係る取組 (STP 整備済 / 整備予定の大学の場合) の確認・整理を行う。
 - STP の運営状況 (体制、予算、運営体制、連携機関)
 - STP 内での提供サービス (インキュベーション、ファンドレイジング、企業等とのマッチング等)
 - STP における企業誘致の状況、産学連携の取組状況
 - 当該 STP に対する国・地方自治体による支援の有無、内容
 - STP の効率的・効果的な運営において直面している課題
 - 3) その他当該大学で実施している研究開発・イノベーション創出の施策・事業 (産学連携による研究開発支援等) の確認・整理を行う。
- ② 上記施策・事業によって生まれた大学発 SU の概況

- 1) 当該大学における大学発 SU 数、資金調達状況、提供するサービス・プロダクトの内容、SU の体制、産学連携の取組状況、知的財産の状況、ビジネス化にあたって直面している課題、必要な支援内容に係る情報収集・分析を行う。
 - ③ 日系企業・大学の関与及び本邦技術等の活用状況の確認・今後の検討
 - 1) 当該大学内で大学発 SU が日系企業・大学と連携／本邦技術の活用をしている事例を抽出する。
 - 2) その上で、連携状況及び課題、今後連携拡大のために必要な施策の検討を行う。
 - ④ 当国における機関投資家・ベンチャーキャピタル（VC）による大学発 SU への投資状況及び投資意向の分析
 - 1) 大学発 SU の資金調達の課題を検証する上で、当国における機関投資家・VC による大学発 SU への投資状況及び今後の投資意向を情報収集・分析する。
 - 2) その上で、大学発 SU が市場から資金調達を行う上で必要な改善策の検討を行う。
 - ⑤ 上記①～④を踏まえた、当該大学における研究開発・イノベーション創出（研究の事業化や SU の育成、資金調達等）に係る課題の分析及び解決策に係る検討
- (3) 上記（2）の結果を踏まえて、研究開発・イノベーション創出（研究の事業化や SU の育成、資金調達等）において特に課題を抱えており、且つ他ドナーによる支援がない大学（2 大学程度を想定）を選定し、パイロット事業を実施する。

【調査対象：想定】

- ① 調査の中で 2 校程度を選定予定。対象大学の選定にあたっての留意事項は「第 4 条 調査実施の留意事項」を確認すること。

【調査項目】

- ① STP 整備事業のレビュー及び改善案に係る助言の実施
 - 1) 上記（2）の調査結果を踏まえて、当該大学における STP 整備事業の実施状況及び、STP 運営面及び事業内容面の双方で直面している課題を整理の上、同課題の解決に向けた方策（案）の提案を当該大学に行う。提案にあたっては、同大学との協議の場を複数回設ける。
 - 2) なお、改善提案にあたっては、当該大学の個別の課題解決に資するだけでなく、当国の他大学 STP への参考になる解決策（当国の STP 政策全体の改善につながる解決策）の提案を行うことを留意する。
- ② 同大学内の SU に対するアクセラレーション・プログラムの提供、インパクト測定・モニタリングに係る技術移転、知的財産戦略策定に向けた助言、地域と連携した企業誘致に向けた助言

- 1) 同大学内のSUのうち、革新的技術(日本の企業等が優位性を有する Deep Tech も含む)のマッチングが可能で日本へのリバーシノベーションも期待できそうな分野、民間が投資対象とはしづらい社会的インパクトが優先される分野等の観点から、対象とするSUを各大学2-3社程度選定する。なお、対象とするSUは、当該大学及びJICAと協議の上、最終決定する。
- 2) 上記の対象SUに対して、以下の取組支援・助言を行う。
 - アクセラレーション・プログラムを通して、事業計画の検証・精査、事業具体化に向けた助言を行う。なお、このプログラムの実施にあたっては、当該大学の担当部局と連携して行うことにより、本調査終了後も当該大学にてアクセラレーション・プログラムのノウハウが残るよう工夫すること。
 - 事業のインパクト測定・モニタリング方法に関して情報提供・助言を行う。また、これらを通して、対象SU及び当該大学が今後事業のインパクト測定・モニタリング方法を持続的に実施できる枠組みの提案を行う。
 - 対象SUが提供するサービス・プロダクトをビジネス化していくにあたって、知的財産戦略策定に向けた情報提供・助言を行う。
 - 対象SUが地域の民間企業との連携した事業を実施する上で、他機関連携を効果的・効率的に行う上での助言(他事例の情報提供含む)を行う。
- ③ 日系企業・大学との連携可能性の検討(日本の大学・企業とのマッチング事業の試行等を想定)
 - 1) 対象SUと有用な技術を有する日系企業・大学のマッチングを実施し、結び付けた技術とスタートアップの事業計画の策定とその具体化への支援を試行する。具体的には、対象SUの技術に関心を示す日系企業(当国進出済/進出予定の日系企業・大学が望ましい)を抽出し、対象SUと日系企業・大学が事業連携に向けて意見交換(アイデアレベルで可)を行う場を設ける。その協議結果を踏まえて、当該SUの事業計画の具体化を行う。
 - 2) なお、これらは、計画の具体化自体が本調査の目的ではなく、マッチング後の事業計画の具体化の成否と、これを決定づけた要因の分析を行い、マッチングの精度や効率性向上のために必要な取り組みや、マッチング後に求められる効果的な外部支援の内容を明らかにすることが一義的な目的とする。
- ④ 当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る課題の分析及び解決方策に係る検討・提案
 - 1) 上記①~③を踏まえて、当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る課題の整理を行い、具体的な解決方策の提案を検討する。その上で、同提案を当該大学に対して行う。

- (4) 上記(1)～(3)の結果を踏まえ当国の大学における研究開発・イノベーション創出(SU支援含む)にかかる課題に対して、今後必要となる政策・アクションプラン案を提案・協議する。
- (5) 上記(4)の結果を踏まえ、当国の大学における研究開発・イノベーション創出(SU支援含む)の促進を目的としたJICAの今後の支援方針を検討し、具体的な支援策を提案する。

第6条 報告書等

調査の各段階にて作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、本契約の最終成果品はファイナル・レポートとし、2024年12月中旬提出を予定している。

(1) 報告書等

① インセプション・レポート（電子データ形式）

提出時期：業務開始時（契約締結後1か月以内）

部数：電子データのみ（日本語・英語）

② インテリム・レポート（電子データ形式）

提出時期：2024年6月28日を想定

部数：電子データのみ（日本語・英語）

ドラフト・ファイナル・レポート（電子データ形式）

提出時期：2024年11月29日を想定

部数：電子データのみ（日本語・英語）

ファイナル・レポート（電子データ及びCD-R）

提出時期：2024年12月13日を想定

部数：英文CD-R（1枚）、和文CD-R（1枚）

(2) 報告書の仕様

報告書等の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf）を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、以下が想定されるが、プロポーザルにて提案すること。また、最終的な報告書の目次は、発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の結果要約
- (2) 調査の概要
 - ① 調査の背景
 - ② 調査の目的
 - ③ 調査の対象地域及び対象機関
 - ④ 調査の実施方法
 - ⑤ 調査期間と調査団の構成
- (3) 大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に関する当国政府及び教育文化研究技術省の方針と現状
 - ① 当国における大学発 SU の概況
 - ② 当国政府及び教育文化研究技術省の政策動向及び法制度
 - ③ 主要他ドナーによる高等教育支援（大学支援のうち研究開発・イノベーション創出に係る支援）の潮流
- (4) 大学等における研究開発・イノベーション創出に係る現状、課題と支援ニーズについて
 - ① 対象大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に係る施策・事業の現状、課題
 - ② 上記施策・事業によって生まれた大学発 SU の概況
 - ③ 日系企業・大学の関与及び本邦技術等の活用状況・今後の検討
 - ④ 当国における機関投資家・ベンチャーキャピタル（VC）による大学発 SU への投資状況及び投資意向
 - ⑤ 当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る課題及び解決策
- (5) パイロット事業の実施結果
 - ① パイロット事業の実施概要（対象、実施内容、期間、体制等）
 - ② 事業の結果検証
 - ③ 当該大学における研究開発・イノベーション創出に係る課題の分析及び解決策に係る検討・提案
- (6) 大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に向けた提案
 - ① 教育文化研究技術省に対する具体的な改善策の提案
 - ② 具体的な JICA 協力案件の提案

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	対象国の政策・法制度、他ドナーの取組に係る情報収集において、具体的な調査項目及びその調査方法	第2章 第5条 調査の内容 (1) 当国内の大学における研究開発・イノベーション創出(SU 支援含む)を促進する政策・法制度の検討、他ドナーの当該分野における施策等の整理、分析、課題の抽出
2	研究開発・イノベーションに積極的に取り組む大学の施策・事業の情報収集において、具体的な調査対象大学案、調査項目及びその調査方法	第2章 第5条 調査の内容 (2) 研究開発・イノベーションに積極的に取り組む大学を対象に、当該大学による施策・事業の実施状況、予算状況、体制、成果、直面している課題等に関する情報収集・分析
3	パイロット事業の実施方法(現段階で考えられる対象SUの選定報償、実施内容※1、実施体制、タイムライン等) ※1:①STP整備事業のレビュー及び改善案に係る助言、②大学内SUに対するアクセラレーション・プログラムの提供、③インパクト測定・モニタリングに係る技術移転、④知的財産戦略策定に向けた助言、⑤地域と連携した企業誘致に向けた助言、⑥日系企業・大学との連携可能性の検討の各実施内容について要記載	第2章 第5条 調査の内容 (3) 研究開発・イノベーション創出(SU 支援含む)において特に課題を抱えており、且つ他ドナーによる支援がない大学を対象にした、パイロット事業の実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：高等教育に係る各種調査業務又はスタートアップ／イノベーション創出支援に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／イノベーション・エコシステム
- 技術移転／知財マネジメント
- スタートアップ支援（アクセラレーション／企業連携）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／イノベーション・エコシステム】

- ① 類似業務経験の分野：イノベーション・エコシステムにおける産学官連携を通じたサービス創出支援に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域

③ 語学能力：英語

【業務従事者：技術移転／知財マネジメント】

① 類似業務経験の分野：産学間における知財分野も含めた技術移転に係る各種業務

② 対象国及び類似地域：評価せず

③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：スタートアップ支援（アクセラレーション／企業連携）】

① 類似業務経験の分野：スタートアップに対するアクセラレーションや企業マッチングに係る各種業務

① 対象国及び類似地域：アジア地域

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年12月に開始し、2025年1月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.5人月（現地：10.5人月、国内：4.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／イノベーション・エコシステム（2号）

② イノベーション政策・法制度

③ 技術移転／知財マネジメント（3号）

④ スタートアップ支援（ファイナンス）

⑤ スタートアップ支援（アクセラレーション／企業連携）（3号）

⑥ スタートアップ支援（インパクト測定・モニタリング）

3) 渡航回数を目途 全15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 現地情報収集、パイロット事業（アクセラレーション・プログラム等）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ なし

2) 公開資料

- 全世界 起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047663.html>
- 全世界 スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046458.html>
- インドネシア国 高等教育・職業教育にかかる情報収集・確認調査最終報告書（2022年1月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046542.html>
- 全世界 インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000049218.html>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

JICAが定める国別の「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。

また、JICAが策定している国別の「安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICAの国別安全対策情報HP（URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。（ログインIDとパスワードは別途ご連絡します）

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

67,884,000円（税抜）

なお、定額計上分 5,200,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4）上限額を超える別提案に関する経費

5) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査会社 (アクセラレーション含む) 等への再委託費	「第2章 特記仕様書 案 第5条 調査の内容 (3)パイロット事業」	5,000,000 円	再委託費	再委託費
2	対象国内航空移動	「第2章 特記仕様書 案 第5条 調査の内容 (3)パイロット事業」	200,000 円	旅費・交通費	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額 (税抜き) で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費 (航空賃) について

参考まで、JICA の標準渡航経路 (キャリア) を以下のとおり提示します。なお、提示している経路 (キャリア) 以外を排除するものではありません。

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ

東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

- (9) その他留意事項

特になし

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) <u>業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価</u>	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力: 業務主任者/イノベーション・エコシステム</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	-	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) <u>業務従事者の経験・能力: 技術移転/知財マネジメント</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) <u>業務従事者の経験・能力: スタートアップ支援 (アクセラレーション/企業連携)</u>	(12)	

ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3